



CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 June 2019

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 35

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 35 となる本号では、日本の対内直接投資に関する事前届出業種の拡大、BEPS 防止措置実施条約（MLI）の適用状況等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：外為法に関する告示の改正 - 対内直接投資における事前届出業種の拡大 -
日本：BEPS 防止措置実施条約（MLI）の適用状況

2. アジア

インドネシア：企業結合事後報告に関するより厳格なポリシーの導入
ベトナム：PE を有しない国外 E コマース事業者に対する新たな課税枠組の導入

3. 米州

米国：DOJ 指針による虚偽請求取締法に関する事案における自主開示及び不正調査への協力の奨励

米国：内国歳入庁が 2018 年度 APA レポートを公表

アルゼンチン：公正取引に関する新たな規制

1. 日本

日本

外為法に関する告示の改正 - 対内直接投資における事前届出業種の拡大 -

改正の概要

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下、「外為法」）第 27 条第 1 項は、外国投資家が日本企業の株式の取得や日本企業への 1 年以上の貸付等を行うに際し（以下、「対内直接投資」）、当該投資が特定の業種に係る場合に、日本銀行に対する事前の届出を要求している。事前届出が要求される特定の業種（以下、「事前届出業種」）については、安全保障の観点からこれまでも規制対象が拡大されてきたが、2019 年 5 月 27 日に発表された改正告示により、20 業種を対象として事前届出規制がさらに拡大された。

近年、サイバーセキュリティ確保の重要性の高まりから、米国で 2018 年に外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が成立するなど、海外では対内投資の規制厳格化の動きがみられる。こうした背景もあり、日本においても、安全保障上重要な技術の流出や、防衛生産・技術基盤の棄損など、日本の安全保障に重大な影響を及ぼす事態の発生を適切に防止する観点から、情報処理及び情報通信（IT）に係る分野の業種について、対内直接投資等の事前届出規制対象とするため、関連する告示の改正が行われたものである。

追加された規制業種

1. 情報処理関連の機器・部品製造業種

集積回路製造業/半導体メモリメディア製造業/光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業/電子回路実装基板製造業/有線通信機械器具製造業/携帯電話機・PHS 電話機製造業/無線通信機械器具製造業/電子計算機製造業/パーソナルコンピュータ製造業/外部記憶装置製造業

2. 情報処理関連のソフトウェア製造業種

受託開発ソフトウェア業/組込みソフトウェア業/パッケージソフトウェア業

3. 情報通信サービス関連業種

地域電気通信業/長距離電気通信業/有線放送電話業/その他の固定電気通信業/移動電気通信業/情報処理サービス業/インターネット利用サポート業

※有線放送電話業及び情報処理サービス業以外の業種については、規制対象が拡大された。

なお、2017 年改正にて規制対象となった特定取得（外国投資家が他の外国投資家から非上場株式等を取得する場合）についても、対内直接投資と同様に、事前届出業種規制が拡大されている（外為法第 28 条第 1 項）。

今後の対応

外為法改正告示は 2019 年 8 月 1 日から適用されるが、30 日間の経過措置が設けられている。これにより、同月 31 日以降に事前届出追加業種に係る対内直接投資等を行う外国投資家は、同月 1 日以降に事前届出を行う必要が生じる。特定取得についても同様の経過措置がある。

[最初のページに戻る](#)

BEPS 防止措置実施条約（MLI）の適用状況

日本の財務省発表によれば、MLI は 2019 年 5 月 29 日現在 86 カ国が署名し、うち 25 カ国が批准書を寄託したとされている。批准書を寄託した国で日本との間に租税条約を締結している国は 14 カ国となっている。日本に関しては MLI の発効は 2019 年 1 月 1 日とされているが、適用開始時期については国毎に異なり、かつ源泉徴収される租税とそれ以外の租税、相互協議について適用開始時期が異なることに加え、各国毎に選択した条文も異なる点には注意が必要である。この 14 カ国に共通する条文としては、MLI 第 7 条第 1 項（取引等の主要な目的が租税条約の特典を受けることである場合にその特典を認めない規定＝PPT）である。日本企業がその外国子会社から受ける利子、配当、使用料等に係る現地国での租税条約の適用に関して PPT が問題となることは基本的に考えられず、影響が懸念されるのは日本企業が非居住者、外国法人に対して、利子、配当、使用料等を支払うケースと考えられる。特に大量に源泉事務を行う上場会社の配当について非居住者・外国法人株主の PPT 充足を判断することには相当の困難を伴うことも予想される。以下は各国毎の適用開始時期をまとめたものである。

MLI の適用開始時期

| 相手国 | 適用開始時期 |
|----------|---|
| アイルランド | 源泉徴収される租税は、2020 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 11 月 1 日以降。相互協議手続は、2019 年 5 月 1 日以降。 |
| アラブ首長国連邦 | 源泉徴収される租税は、2020 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2020 年 3 月 1 日以降。相互協議手続は、2019 年 9 月 1 日以降。 |
| イスラエル | （日本）源泉徴収される租税は、2019 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 7 月 1 日以降。 （イスラエル）源泉徴収される租税は、2019 年 1 月 1 日以後。その他の全ての租税については、2020 年 1 月 1 日以降。 |
| 英国 | 源泉徴収される租税及び相互協議は、2019 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 7 月 1 日以降。 |
| オーストラリア | 源泉徴収される租税及び相互協議は、2019 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 7 月 1 日以降。 |
| オランダ | 源泉徴収される租税は、2020 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2020 年 1 月 1 日以降。相互協議手続は、2019 年 7 月 1 日以降。 |
| シンガポール | 源泉徴収される租税は、2020 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 10 月 1 日以降。 |
| スウェーデン | 適用時期はスウェーデン側の通告によって決定される（未だ通告がないと考えられる。）。 |

| 相手国 | 適用開始時期 |
|----------|--|
| スロバキア | 源泉徴収される租税及び相互協議手続は 2019 年 1 月 1 日以降。それ以外の租税は 2019 年 7 月 1 日以降。 |
| ニュージーランド | 源泉徴収される租税及び相互協議手続は、2019 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 7 月 1 日以降。 |
| フィンランド | （日本）源泉徴収される租税は、2020 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 12 月 1 日以降。 （フィンランド）源泉徴収される租税及びその他の全ての租税は、2020 年 1 月 1 日以降。 |
| フランス | 源泉徴収される租税及び相互協議は、2019 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 7 月 1 日以降。 |
| ポーランド | 源泉徴収される租税は、2019 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2019 年 7 月 1 日以降。 |
| ルクセンブルグ | 源泉徴収される租税は、2020 年 1 月 1 日以降。その他の全ての租税は、2020 年 2 月 1 日以降。相互協議手続は、2019 年 8 月 1 日以降。 |

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

インドネシア

企業結合事後報告に関するより厳格なポリシーの導入

インドネシア事業競争監視委員会（Indonesia Business Competition Supervisory Commission）（以下、「KPPU」）は、合併、買収及び企業結合を KPPU に対して報告する際に提出する書類に関するより厳格なポリシーを導入した。この新しいポリシーの導入に伴い、関係当事者は特定の期限までに指定書類を提出しなければならない。

買収報告時に提出を要する書類

法令上、買収効力発生後 30 営業日以内に、買収報告書とともに以下の書類を KPPU に対して提出することが求められている。

- ① 買収概要
- ② 買収会社及び対象会社の定款
- ③ 取引当事者の過去 3 年間の財務諸表
- ④ 買収会社及び対象会社の会社概要
- ⑤ 買収会社及び対象会社の取引前後の支配関係の変更
- ⑥ 取引が完了したことを証する書類

⑦ 取引当事者の事業計画

実務上は、従前のポリシーにより提出期限満了前までに報告書のみを提出し、それ以外の書類を後日追完することが許容されていたが、本年4月にKPPUにより新たに制定されたポリシーでは、報告書のみならず、上記7つの書類のうち①③⑤⑥（以下、「必須提出書類」）も提出期限内に提出することが求められることとなった。新しいポリシーにより規定されたこのような提出義務に違反した場合どのような帰結となるのか規定されていないため、KPPUの今後の運用を待つ必要があるが、提出期限内に必須提出書類の提出がない場合にはKPPUが事後報告書の受領を拒否する可能性があり、この場合提出期限内の事後報告を欠いたとして提出遅延を理由とする1日10億インドネシアルピア、上限250億インドネシアルピアの罰金が課されることになる。

その他の書類の提出期限

加えて、新しいポリシーは、従前のポリシーとは異なり、必須提出書類以外の提出書類の提出期限についても、KPPUにより発行される報告受領書に記載される旨規定している。この新しいポリシーは当該書類の提出期限の延長が認められる可能性があるとして規定するが、実際にどのように延長されるのかについては今後の運用を待つ必要がある。

必要となる対応

上記のような新しいポリシーの制定に伴い、企業結合の事後報告を要する企業は、提出期限満了までに十分な時間の余裕をもって、必須提出書類を準備しておくことが求められる。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

PEを有しない国外Eコマース事業者に対する新たな課税枠組の導入

2019年6月13日、ベトナム国会において2020年7月1日を施行日とする改正Tax Administration法が成立した（以下「新法」）。

新法は、Eコマース事業者を含む国外のサービスプロバイダーに対する新たな課税枠組みを設けるものである点で注目される。とりわけ、新法第27.3条及び第42.3条においては、銀行及びベトナム国内に恒久的施設（以下、「PE」）を有していない国外事業者の双方がベトナム国内における申告及び納税義務を課されることとされている。

新法第27.3条では、商業銀行の課税取扱いに関する権利義務が規定されており、その中で、ベトナム国内において所得を生じるEコマース事業を営む国外団体等又は個人を代理して源泉徴収を行うべき義務が規定されている。

また、新法第42条では申告及び税額計算に関する原則が規定されており、Eコマース事業であって、デジタルプラットフォームを利用して行われるものその他ベトナム国内にPEを有しない国外事業者によって行われるサービスに関して、国外事業者は自ら又は第三者に委託する方法により納税申告及び支払その他ベトナム財務省によって求められる手続を履行する義務が課されている。

さらに、取引の相手方（顧客）となるベトナム居住者についても、ベトナム国内にPEを有しない団体等又は個人であって、デジタルプラットフォームを用いて域外取引を行う者に対して発行されるtax codeを使用することが義

務付けられている。これは当該 PE を有しない団体等又は個人に代わって源泉徴収を行わせることが目的である。

以上より、新法の規定によって、3種類の当事者（銀行・PEを有しない国外事業者・取引相手方となる顧客）に対してEコマース事業又はデジタルプラットフォームを用いて行われる取引に関して申告及び納税義務が課されることになる。しかし、新法は上記複数の当事者が申告・納税義務を負うと考えられる場合に、どのような場合にどの当事者が当該義務を負うかという点を明確にしていない。また、新法はベトナム国内にPEを有する事業者に対して上記のような申告・納税等の義務が課されるか否かといった点についても明らかにしていない。したがって、これらの未解決の問題については、今後ベトナム財務省が発行するガイドラインによって明確化されていくことが予想される。

新法によって、特にPEを有しない国外事業者に対する納税義務が課された点は重要であり、新法の適用対象となることが考えられる本邦法人は、新法が施行となる来年7月までに具体的な申告納税方法について実務上の手続を確認しておくことが肝要となる。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

DOJ 指針による虚偽請求取締法に関する事案における自主開示及び不正調査への協力の奨励

2019年5月7日、米国司法省（以下、「DOJ」）は、虚偽請求取締法（以下、「FCA」）に関する事案における情報開示、調査協力、違法状態の是正行為を考慮するための指針（Guidelines for Taking Disclosure, Cooperation, and Remediation into Account in False Claims Act Matters）を発表した。FCAは、米国政府発注業務の報酬を不正に請求するなどの政府に対する虚偽の申告に関して、政府が民事訴訟によって被害を回復するための制度を定める。

今回の指針では、FCA違反の原因事実となる不正行為の情報開示や不正調査に協力した企業に対して、クレジットを与えるか否かの判断で考慮される内容について定められている。同指針の公表により、企業が最大限のクレジットを得るために、より自発的に情報開示をすることが期待されるほか、企業は情報開示以外の方法によっても有意義なクレジットを受けることもできる。また、どのようなクレジットが受けられるかどうかは、事案ごとの様々な要因によって変わりうる。

企業に対して与えられるクレジットは、民事制裁金の減額又は損害賠償額に影響を与えうる。いかなる場合であっても、得られるクレジットの最大額は、不正行為により生じた損失に対する全補償額よりも政府の受領額が低い額とはならない限度にとどまる。ここでいう損失には、政府の損害のみならず、利息、不正調査にかかる費用、そして告発者への報奨金も含まれる。DOJはさらに、企業や個人にクレジットを与える他の方法も検討する可能性があり、例えば、関係政府機関に対して企業又は個人が調査に協力したことを通知することにより、その関係政府機関が行政手続や資格はく奪手続の過程でその調査協力を考慮に入れることができるようにしたり、企業による調査協力行為を公表したり、さらには私人が政府のためにFCA違反の事案について提起する代理訴訟（qui tam 訴訟）を補助したりする可能性がある。

FCA違反事案の解決のために情報開示を行う当事者がクレジットを受ける可能性を最大化するためには、情報開示は自主的に行われなければならない、ま

た、適時かつプロアクティブに行われなければならない。一例として、召喚状を受け取った結果として、当該企業が即時に完全な調査協力を行ったとしても、クレジットを受ける可能性は増加しない。今回の指針では、DOJが調査協力に対してクレジットを与えるか否かの判断及び与える場合にどれほどのクレジットを与えるかにあたっての判断で考慮される協力の内容を例示するリストを公表しており、以下のような項目が含まれる。

- ① 不正行為に重大な責任を有する者又は深く関与した者の特定
- ② 不正行為に関連する事実の開示、及び不正調査に関連する証拠で当該企業又は個人が所有しておらず、政府に明るみになっていない証拠を政府が入手する方法の特定
- ③ 不正行為に関係する文書と情報について、法律上又は実務上求められている程度を超えてなされた保存及び回収、開示
- ④ 企業の運営、方針、内部手続などの関連情報や行為を認識している人物の特定
- ⑤ 関連する情報を知る役員及び従業員のミーティングや事情聴取、供述録取の場への出席の調整
- ⑥ 企業による独自の調査において取得した政府の調査に関連する事実の開示
- ⑦ 第三者たる企業又は個人による潜在的な不正行為に関する事実の提供
- ⑧ 情報を評価するために機密技術が必要な場合に、その評価を容易にする行為
- ⑨ 関連行為についての責任を認める行為
- ⑩ 当該企業による不正行為によって生ずる損失の算定又は回復への援助

DOJは、当該企業がFCA違反の事実に対してコンプライアンスプログラムを効果的な規程へと改訂することや、不正行為に加担した関係者の教育・処分等の適切な是正行為を行ったか否かも考慮に入れるとする。企業のコーポレートガバナンスプログラムの評価及び妥当性に関して訴追に係る判断は、連邦検察官マニュアル、連邦量刑指針及びその他の関係機関の諸原則に沿ったものとなると考えられる。

今回の指針は、DOJがFCAに関する不正調査や訴訟に対するコントロールを強めようとする近時の動向と合致するものである。2018年1月にリークされたメモから、DOJの商業訴訟部のディレクターであるMichael Granston氏が、FCA関連の訴訟が連邦政府の最善の利益に奉仕することとならない場合においては、告発者により提起された訴訟が棄却となる方向で検討するよう検事に対して指示をしていたことが明らかとなった。このGranstonメモのフレームワークが、2018年9月に検察官マニュアルへと組み込まれた。

留意点

三倍額賠償請求のリスク、及び2015年超党派予算法（Bipartisan Budget Act of 2015）の施行以降にFCA違反に対する制裁金の額が増加している事実を考慮すると、FCA違反事案における金銭的影響を低減させるための方策があることは、歓迎すべきことである。しかしながら、今回の新たな指針は従前から存在する企業又は個人の連邦政府に対する報告義務や調査への協力義務を変えるものではないことに留意が必要である。例えば、連邦調達規則（Federal Acquisition Regulations）により一定の違反行為に関する信頼のできる証拠の開示規制は今回の新たな指針により変わるものではない。

また、情報開示がクレジットを得るための唯一の調査協力の方法ではないという点は強調すべきポイントである。召喚状又は強制執行による情報の請求に対する単なる応答は調査協力として認められないが、関連する追加書類の提供や一定の情報の関連性を把握するためのプロアクティブな協力、あるいは上記の協力行為といった意義のある支援等を行うことで、たとえある不正調査が自主開示により始まったものではなかったとしても、調査協力としてクレジットが得られる可能性がある。

DOJは違法行為についての自主開示は、他の関係機関との交渉に影響が出ること、また、実際に影響が出ている事例があることを認めている。情報開示や他の方法による調査協力へのクレジットとして、DOJは、一定の権利の停止や資格はく奪のための行政手続において調査協力が考慮されるよう、他の関係機関に調査協力について通知することを検討する可能性がある。したがって、最も好ましい結果を達成するために、自主開示、調査協力及び是正行為の内容やタイミングについては注意深く検討しなければならない。

[最初のページに戻る](#)

内国歳入庁が2018年度APAレポートを公表

米国内国歳入庁（以下、「IRS」）は、2019年3月22日に2018年度に係るAPAレポート（Announcement and Report Concerning Advance Pricing Agreements、以下「APAレポート」）を公表した。本稿では、米国の事前確認（以下、「APA」）に係る申請、処理、繰越件数の状況や、相手国地域、移転価格算定方法やIRSの事前確認・相互協議部門であるAPMAの体制等について、今後の留意点も含め解説する。

新規申請件数

2018年度においては、事前確認の申出に係る手数料が2018年7月1日及び2019年1月1日の2回の引き上げにより以前に比べ90%増加することとなったため、手数料の引き上げ前の駆け込み申請が増加し、APAの新規申請件数は前年の101件から倍増し、過去最高の203件となった。しかしながら、処理件数は前年（116件）を下回り107件となったため、繰越件数は458件と過去最高を記録した。

二国間APAの条約相手国別の件数は、インドと日本が過半数を占め、それぞれ前年比で約90%及び約66%増加している。また、カナダ、ドイツ、韓国、メキシコ、イタリアについても、提出件数は増加している。英国やスイスとの二国間APAの件数は公表されていないことから、APMAが3件未満のAPAを含むカテゴリーのデータを提供しないということ为前提とすると、これらの国とのAPAの件数は比較的少なかったことを意味する。

処理件数と処理期間

APAの締結件数は前年の116件より9件少ない107件であり、二国間APAが76%、ユニラテラルAPAが24%であった。また処理事案の内、58%が更新事案であった。

新規APAの処理期間は前年に比べて中央値が43ヶ月から41.7ヶ月と改善したが、更新APAが30.5ヶ月から40.1ヶ月に長期化した結果、全体の処理期間は33.8ヶ月（中央値）から40.2ヶ月へと長期化傾向にある。

国別では、これまでと同様に日米間のAPAが引き続き最も多く全体の約39%、次いでカナダ（20%）となっている。日本、カナダ及びインドとのAPA件数は、これらのAPMAのAPAチームの数に反映されているが、特にインドについては、2018年末現在、事前確認の申出件数、事前確認の繰越件数が全体の約2割強を占めるのに対して、処理件数は3件未満となっており、非常に深刻状況にあることが分かる。

なお、APAの取り下げ件数も8件から21件に増加している。この背景としては、APMAが少しでも繰越件数を減らすことを希望していることや処理期間に対する申請者の不満や事前確認の申出件数の増加等が考えられる。また、米国でのAPA取消事例は過去に11件発生しているが、今年度も引き続きAPAが取り消された事案は無かった。

繰越件数

APMAは繰越件数の増加に直面しており、繰越件数は458件（2017年は386件）に増加し、特に二国間APAの繰越件数が前年比で21%も増加している。ユニラテラルAPAの繰越件数は58件と横ばいであった。国別の繰越件数は、日本（31%）、インド（20%）、カナダ（9%）、ドイツ（8%）が、大半を占めており、引き続き日本とカナダが関与するAPAの繰越件数の水準が高く、インドの水準が近年上昇していることを示している。また、韓国、メキシコ、英国及びイタリアを含むAPAの件数も公表されている。なお、これまでと異なり中国とのAPAに係る繰越件数は、2018年末現在で3件未満となっている。

APMAの人員

APMAの管理ストラクチャーとLB&Iの組織構造との整合を図ることを目的として、2018年9月に人員の再編を実施した。全体の人員レベルでは、APMAの人員は前年より少なく、その内訳はチームリーダー56名、エコノミスト12名、マネージャー6名、副ディレクター3名となった。この要員数の水準は、過去数年間に比べて低く、APMAの要員を約65名（2016年は63名）、エコノミスト30名（2016年は20名）に増員し、ケース処理時間を改善するというIRSの従来計画を大幅に下回っている。

ここ数年、内国歳入庁の予算問題と離職率がこの成長を達成することを困難にしてきたが、APMAはIRS内部での採用の承認を受けたとされている。しかしながら、APMAはOECD/G20のBEPSプロジェクトやOECDフォーラムへの人材提供を求められており、更なる人材の不足に陥ることも否定できず、米国側での事前確認の処理に追加的な時間を要する可能性も懸念される。

米国でのAPA申請者の特徴

2017年と同様に、過半数の申請者は米国子会社と米国外の海外本社のAPAであり、52%を占めている。その中でも日本に本社を置く多国籍企業の割合が高いと言われている。一方で、米国親会社とその子会社とのAPAは22%しか存在せず多くの米系親会社を持つ多国籍企業はAPAを日本ほど活用していない。日本でのAPAに申請については日本子会社より日本本社の申請案件の方が多いと言われており、米国企業と日本企業の移転価格調査への姿勢やAPAに対する費用対効果の考え方が大きく異なっていることを示している。

移転価格算定方法等

有形・無形固定資産取引については、利益比準法/取引単位営業利益法（以下、「CPM/TNMM」）が引き続き最も一般的に適用される移転価格算定方法であった（当該取引の86%）。CPM/TNMMを採用した場合の利益水準指標（PLI）は売上高営業利益率が68%となり、2017年の85%から大きく低下した。役務提供取引についても、CPM/TNMMにおけるPLIのうち、売上高営業利益率が86%を占めている。2015年までは、55%の事案で総費用営業利益率を適用しており、次いで、営業利益率32%、ベリ比率13%となっていた。

運転資本調整については、APMAのAPAにおける方針において、運転資本調整（売掛金、棚卸資産、買掛金）を、調整計算が可能なすべてにおいて行うことを方針としている。

遡及適用を含む APA の適用期間は、2018 年度においては平均 7 年であった（2017 年と同じ）。処理件数別でみると、5 年が最も多く（全体の 33%）、5 年から 10 年が 84%となっている。2018 年において、10 年以上の期間の APA が 17 件存在した。

今後の行方と納税者の対応

本ニューズレター3月号¹で紹介した通り、APMA の機能コスト診断モデル（以下、「FCD モデル」）が公表されたことを考慮すると、今後は APA において CPM/TNMM の代わりに利益分割法が適用される事案が増加する可能性がある。CPM/TNMM に比べ、利益分割法は複雑かつ不安定さを内含する方法であり、納税者や条約国との利害がより対立しやすい方法である。さらに、適用するために追加的な時間と資源が必要となるため、APMA が FCD モデルの対象とする事案は、これまで以上に長期化する可能性が低い。

トランプ税制改正法に伴う BEAT 等の問題、米国の追加関税、検討されているデジタル課税に係る新たな施策、透明性を確保するための移転価格文書やその他の報告義務の増加等、納税者が留意しなければならない事項は近年目まぐるしいスピードで増加しており、これらの問題は移転価格税制の問題を益々複雑化させている。日系多国籍企業においては、これらの問題による影響、APMA のリソース不足や FCD モデルによる長期化リスクを考慮に入れた上で、移転価格調査と APA の費用対効果を十分に比較検討した上で APA を活用していくべきかを検証していくことが求められている。

[最初のページに戻る](#)

アルゼンチン

公正取引に関する新たな規制

アルゼンチン政府は、法令 No. 274/2019（以下、「本法令」）を制定し、2019 年 4 月 23 日に公布した。また、2019 年 5 月 24 日には、本法令に関する規則（No. 248/2019）が公表されている。本法令は、公正取引法 No. 22,802 に代わるものであり、公正取引に関する新たな法体制を導入するものである。

主な内容

本法令及び規則（No. 248/2019）の主な内容は以下の通りである。

- 不正競争行為の禁止：本法令は「不正競争行為」を禁止しているが、「不正競争行為」とは、違法な手段によって、客観的に、ある当事者の競争上の地位や競争過程の正常な機能に影響を及ぼす可能性のあるあらゆる作為及び不作為と定義されている。かかる定義は、独占禁止規制上のいわゆる私的独占の定義に近いものである。本法令は、当該規制における一定の条件の下で、独占禁止法によって制裁が科される行為については、本法令の対象外となることを明らかにした。しかしながら、本法令は、どのようにして両制度が調和するのか、つまり、公正取引と独占禁止の制度は、排他的に適用されるのかそれとも同時に適用されるのかという点を明らかにしていない。かかる規制の適用事例を待つ必要はあるが、独占禁止法は、優越的地位の濫用を含む独占的な反競争的行為を制裁対象とする一方で、本法令は、独占的な市場支配力を持たないような会社による反競争的行為も制裁対象となるという違いがある。

¹ 「米国の移転価格執行における新たな潮流—APMA が利益分割法に向けた新しいモデルを公表」 [ニューズレター3月号](#)

- 不正競争行為の一覧：本法令第 10 条は、詐欺的行為や誤認惹起行為、規定違反、経済的な依存状態の濫用、不適切な方法による取引条件の獲得、費用（独占禁止法上の略奪的価格と類似する費用）を下回る販売、第三者の評価の悪用、比較広告などが掲げられた、不正競争行為のリストとなっている。

なお、再交渉、取引条件の変更、取引関係の終了及びその他の権限又は権利の通常の行使は、それ自体では、本法令第 10 条の不正競争行為に該当しないとされている。
- 本法令 10 条のリストは、工業生産・労働大臣が規制対象とできる行為を列挙したものであるが、個人は、本法令 10 条のリストに含まれない行為であっても不正競争行為の一般的定義に該当する不正競争行為について、訴えを提起することができる。
- 比較広告の規制：本法令は、広告方法の定義を定め、また、比較広告の事案を分析する際に、既に公正取引当局によって使用されていた基準や指針をもとに、広告が、工業生産・労働大臣に許可されたものとみなされるために満たすべき必要な要件を定めた。
- 誤導的な広告や宣伝、コンテスト：本法令は、旧公正取引法の下で制定されたガイドラインをもとに、誤導的な広告や宣伝、コンテストといった行為を規制している。工業生産・労働大臣はその与えられた権限の範囲内で、国レベルの宣伝やコンテスト、懸賞を実行するために必要な要件を制定することができる。これは、国営宝くじ（現在清算手続中）によって行われていた規制に代わって、新たな宣伝規制となる可能性がある。
- ラベリング規制：本法令には、商品のラベリングや識別に関する規制も含まれている。
- 工業生産・労働大臣の所管：本法令は工業生産・労働大臣が所管しているが、これまでと同様、州及びプエノスアイレス市からの問題については、工業生産・労働大臣は、管轄当局と管轄権を共有している。唯一の例外は不正競争行為への適用であるが、この問題は、州間取引に影響を与える商取引と同様に、行政の分野では工業生産・労働大臣によってのみ判断されることになる。
- 適用される制裁措置：独占禁止法によって定められた制裁金の額は、消費者物価指数をもとに毎年更新されるため、実質的に上昇している。
- 個人及び団体による請求：本法令によって、不正競争行為によって影響を受ける全ての個人が管轄裁判所へ上訴し、(i) 不法な行為を終了させ又は禁止すること、(ii) 被った損害を賠償すること、及び (iii) 予防策を講じることを請求することができる。消費者団体やその他の団体及び経済的利益を代表する専門家又は法人も、構成員の利益に影響が生じるときは、上記の請求をすることができる。
- 司法審査：本法令は、執行機関が決定した制裁については、連邦民事・商事上訴裁判所に上訴されうることを規定している。同様に、本法令は、（廃止された体制と異なり）上訴の条件として、罰金の前払いを要求していない。しかし、他方で、もし制裁に同意が得られ、期限内に支払われた場合、50%の減額が認められることも規定している。
- 消費者の請求を解決するための電子的システム：本法令は、消費者保護法を変更し、消費者が自由に使用できる、事前の、任意的かつ無償の訴訟としての電子的紛争解決システムを創設した。電子手続には本

法令で定められた義務を遵守するため、また、あらゆる種類の通信の送受信のため、電子アドレス（TAD）を設定する必要がある。

- 二重手続の禁止：同じ行為について、国内競争当局と公正取引局に同時に行政手続を申し立てることは禁止された。独占禁止法に基づき調査が行われた場合、国内競争当局が出した決議には既判力が生じ、本法令の下で、再度手続を進めることはできない。しかし、国内競争当局が訴訟手続の開始前に不服申立てを却下するか、調査を終結した場合で、当該行為が本法令に違反するような場合、利害関係人は再度公正取引局に請求することができる。

本法令及び規則（No. 248/2019）の主な内容は以上の通りであるが、他の緊急的に制定された法令と同様に、本法令も国会による審査の対象となり、もし憲法の規定に適合していないと判断された場合は、本法令は却下されることになる。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー＆マッケンジー法律事務所
（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2019 Baker & McKenzie. ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカー＆マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー＆マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー＆マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。
法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。